

令和7年6月16日

南相馬市農業委員会
6月定例総会議事録

南相馬市農業委員会

農業委員会定例総会議事録

日 時 令和7年6月16日(月) 午後1時40分開会

場 所 南相馬市労働福祉会館 2階会議室

1. 出席委員

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	早瀬川 秀 一	欠	11	井 上 純 子	出
2	西 山 健 司	出	12	杉 本 正 宏	出
3	横 山 仁	出	13	濱 田 賢 次	出
4	根 本 剛 実	出	14	清 信 眞 一	出
5	桑 折 一 洋	欠	15	今 野 秀 幸	出
6	水 谷 隆	出	16	濱 名 弘 幸	出
7	遠 藤 一 郎	出	17	半 谷 眞知子	出
8	前 田 一 郎	出	18	塚 野 邦 好	出
9	荒 利 敬	出	19	今 野 由 喜	出
10	鎌 田 宣 義	出			

2. 出席農地利用最適化推進委員

原町区 木幡 栄

鹿島区 鈴木 清教

小高区 佐藤 金雄

3. 出席職員

事務局

局 長 増山 善樹

次 長 大坪 勇彦

主 査 林 雄司

主 査 宮本 達男

副主査 米本 一樹

農地集積課

係 長 但野 典康

主 査 遠藤 昌治

4 . 日 程

- | | |
|--------|---|
| 日程第 1 | 議事録署名委員の指名について |
| 日程第 2 | 諸般の報告 |
| 日程第 3 | 報告第 24 号 専決処分の報告について |
| 日程第 4 | 報告第 25 号 農業経営基盤強化促進事業による買入協議の開催報告について |
| 日程第 5 | 報告第 26 号 農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告について |
| 日程第 6 | 報告第 27 号 農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告について |
| 日程第 7 | 報告第 28 号 農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告について |
| 日程第 8 | 報告第 29 号 農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告について |
| 日程第 9 | 報告第 30 号 農地法第 18 条第 6 項の賃貸借の解約の通知について |
| 日程第 10 | 報告第 31 号 違反転用事案の報告について |
| 日程第 11 | 議案第 63 号 農用地利用集積等促進計画の決定について |
| 日程第 12 | 議案第 64 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について |
| 日程第 13 | 議案第 65 号 農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請について（市許可分） |
| 日程第 14 | 議案第 66 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について（市許可分） |
| 日程第 15 | 議案第 67 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について（県許可分） |
| 日程第 16 | 議案第 68 号 農地法第 5 条の規定による貸借権等設定の許可申請について（市許可分） |
| 日程第 17 | 議案第 69 号 農地法第 5 条の規定による貸借権等設定の許可申請について（県許可分） |
| 日程第 18 | 議案第 70 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について（市許可分） |
| 日程第 19 | 議案第 71 号 現況確認証明申請について |

5. 会議の概要

(開会 午後1時40分)

議 長 只今より、令和7年6月定例総会を開会いたします。欠席通告者は、1番委員、5番委員であります。出席委員は、南相馬市農業委員会会議規則第5条により、定足数に達しております。

議 長 日程第1、「議事録署名委員の指名について」は、会議規則第24条第2項の規定により、議席番号8番委員、11番委員、12番委員を指名いたします。

議 長 次に、日程第2、「諸般の報告」を行います。5月22日、福島市で開催されました前期農業委員会会長事務局長研修会に事務局長とともに参加いたしました。研修では、農業を取り巻く情勢等、農業委員会が果たすべき役割をテーマに、米の価格をめぐる政府の動きや、地域計画策定後の取り組みと担い手の確保の施策について説明を受けてまいりました。

次に、農業委員、推進委員の研修などですが、5月29日、30日の2日間には、現地調査でのタブレット端末の活用促進に向けた操作研修会、6月9日には農地利用状況調査の業務説明会を市役所などで開催いたしました。4月から会議や説明会が続いており、出席されました皆様に対しまして、厚く御礼を申し上げます。

次に、5月29日、鹿島区において、鹿島区認定農業者経営改善研究総会が開催され、来賓として出席いたしました。総会では、本年度の事業計画、収支予算などについて協議されました。

次に、6月2日、原町生涯学習センターにおいて、第1回南相馬市一般廃棄物処理施設建設事業検討委員会が開催され、委員長、副委員長の選出後、事務局から、これまでの経過、委員会の方針と今後のスケジュールについて、説明を受けたところでございます。以上をもって諸般の報告といたします。

議 長 次に、日程第3、報告第24号「専決処分の報告について」を議題といたします。まず、専決第10号について、事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第24号、専決第10号についてご説明いたします。議案書の3ページになります。本件は報告第25号の買入協議の農地に対する受け手側の農地売買協議に関するものです。買入協議についてですが、前回の定例会、5月16日の定例会で実施を決定したものでございます。農業経営基盤強化促進事業による所有

権移転申し出がありましたので、農業経営基盤強化促進法第16条に基づく南相馬市農用地利用関係調整手続規程第2条によりまして、調整委員2名の指名を専決いたしました。なお、本件にかかわる結果については、報告第26号にて報告いたします。以上であります。

議長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議長 次に、専決第11号から第16号までの6件ですが、同じ地区内の相互に関連する案件のため、一括して、事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第24号、専決第11号から専決第16号まで一括してご説明いたします。議案書の4ページから9ページになります。本件はいずれも小高北部地区の圃場整備事業の実施に先立ち、農地の売買を行うものであります。農地の出し手は3名おり、専決第11号田6筆10,316㎡、専決第13号田4筆8,114㎡、専決第15号田7筆11,380㎡のそれぞれの農地を、福島県農業振興公社に売り渡ししようとするものです。

また、農地の受け手は1名であり、専決第12号、第14号、第16号で先ほどの3名の農地の合計であります、田17筆29,810㎡を受け手が福島県農業振興公社から買入れしようとするものであります。これらの件について、農業経営基盤強化促進事業による所有権移転申し出がありましたので、農業経営基盤強化促進法第16条に基づく南相馬市農用地利用関係調整手続規程第2条により、農地の出し手及び買い手それぞれに対して、調整委員2名の指名を専決いたしました。なお、本件にかかわる結果については、報告第27号、第28号、第29号にて報告いたします。以上であります。

議長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議長 次に、日程第4、報告第25号「農業経営基盤強化促進事業による買入協議の開催報告について」を議題といたします。調整委員主任の6番委員からの報告を

求めます。

6 番委員 報告第 25 号についてご説明いたします。当日配付議案書の 1 ページになります。この案件は、去る 5 月 8 日に開催され、不調に終わった所有権移転調整会議を受けて、市に対し買入協議の要請を行い、開催されたものです。内容としては、去る 6 月 10 日午前 10 時より、南相馬市役所北庁舎 2 階打ち合わせスペース東側において、出し手 1 名、福島県農業振興公社より担当者 1 名、調整委員 2 名、事務局職員 1 名により開催いたしました。協議内容についてですが、申し出があった前回の会議結果を受けて考えた結果、10 アール当たり 35 万円を希望価格として提示されました。調整委員からも妥当であるとの意見があり、申し出のあった農地については、10 アール当たり 35 万円で公社が購入することになりました。売買代金は 958 万 7,550 円となり、公社手数料として 9 万 5,800 円を差し引き、支払額は 949 万 1,750 円となります。この件は議案第 63 号の農用地利用集積等促進計画に載せてありますので、後ほど審議の方、よろしく願いいたします。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第 5、報告第 26 号「農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告について」を議題といたします。調整委員主任の 6 番委員からの報告を求めます。

6 番委員 報告第 26 号についてご説明いたします。当日配付議案書の 2 ページになります。この案件は、公社から受け手への売買となります。去る 6 月 10 日の午前 10 時 30 分より、南相馬市役所北庁舎 2 階打ち合わせスペース東側において、受け手 1 名、福島県農業振興公社から担当者 1 名、調整委員 2 名、事務局 1 名により開催いたしました。協議内容についてですが、公社側から田について 10 アール当たり 35 万 5,505 円の価格が提示され、受け手側もこの金額で合意し、売買代金は諸経費を含め 973 万 8,344 円となりました。なお、この件は議案第 63 号の農用地利用集積等促進計画に載せてありますので、後ほど審議の方、よろしく願いいたします。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第6、報告第27号「農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告について」を議題といたします。調整委員主任の6番委員からの報告を求めます。

6番委員 報告第27号についてご説明いたします。当日配付議案書の3ページになります。この案件は、出し手から公社への売買と公社から受け手への売買を同時に行ったものです。去る6月10日の午前11時より、南相馬市役所北庁舎2階打ち合わせスペース東側において、出し手1名、受け手1名、福島県農業振興公社から担当者1名、調整委員2名、事務局1名により開催いたしました。協議内容について説明いたします。まず、出し手から公社への売買について申し上げます。出し手側から10アール当たり35万円が希望価格として提示され、調整委員からも妥当であるとの意見があり、申し出のあった農地について10アール当たり35万円で公社が購入することになりました。売買代金は361万600円となり、公社手数料として3万6,100円を差し引き、支払額は357万4,500円となりました。

次に、公社から受け手への売買について申し上げます。公社側から田について10アール当たり35万5,343円の価格が提示され、受け手側もこの金額で合意し、売買代金は諸経費を含め366万5,716円となりました。なお、この件は議案第63号の農用地利用集積等促進計画に載せてありますので、後ほど審議の方、よろしく願いいたします。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第7、報告第28号「農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告について」を議題といたします。調整委員主任の6番委員からの報告を求めます。

6番委員 報告第28号についてご説明いたします。当日配付議案書の4ページになりま

す。この案件は、出し手から公社への売買と公社から受け手の売買を同時に行ったものです。去る6月10日の午前11時15分より、南相馬市役所北庁舎2階打ち合わせスペース東側において、出し手1名、受け手1名、福島県農業振興公社から担当者1名、調整委員2名、事務局1名により開催いたしました。協議の内容について説明いたします。まず、出し手側から公社の売買について申し上げます。出し手側から10アール当たり35万円が希望価格として提示され、調整委員からも妥当であるとの意見があり、申し出のあった農地について10アール当たり35万円で、公社が購入することになりました。売買代金は、283万9,900円となり、公社手数料として2万1,300円を差し引き、支払額は281万1,600円となります。

次に、公社から受け手への売買について申し上げます。公社から田について10アール当たり35万5,343円の価格が提示され、受け手側もこの金額で合意し、売買代金は諸経費を含め288万3,251円となりました。なお、この件は議案第63号の農地利用集積等促進計画に載せてありますので、後ほど審議の方、よろしく願いいたします。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第8、報告第29号「農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告について」を議題といたします。調整委員主任の6番議員からの報告を求めます。

6番委員 報告第29号についてご説明いたします。当日配付議案書の5ページになります。この案件は、出し手から公社への売買と公社から受け手への売買を同時に行ったものです。去る6月10日の午前11時30分より、南相馬市役所北庁舎2階打ち合わせスペース東側において、出し手1名、受け手1名、福島県農業振興公社から担当者1名、調整委員2名、事務局1名により開催いたしました。協議の内容について説明いたします。まず、出し手から公社への売買について申し上げます。出し手側から10アール当たり35万円が希望価格として提示され、調整委員からも妥当であるとの意見があり、申し出のあった農地については、10アール当たり35万円で公社が購入することになりました。売買代金は398万3,000円となり、公社手数料として3万9,800円を差し引き、支払額は394万3,200円となります。

次に、公社から受け手の売買について申し上げます。公社側から田について10アール当たり35万5,343円の価格が提示され、受け手側もこの金額で合意し、売買代金は諸経費を含め404万3,800円となりました。なお、この件は議案第63号の農用地利用集積等促進計画に載せてありますので、後ほど審議の方、よろしく願いいたします。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第9、報告第30号「農地法第18条第6項の賃貸借の解約の通知について」を議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第30号についてご説明いたします。議案書の15ページから50ページになります。今回210件の案件がございますが、いずれも合意による解約ですので、県知事の許可を必要としないものとして手続いたしましたことを報告します。詳細につきましては記載のとおりであります。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第10、報告第31号「違反転用事案の報告について」を議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第31号についてご説明をいたします。起案書の51ページから57ページ、整理番号1番から13番につきまして、当事者の住所氏名、違反転用地の所在、発生年月日等は記載のとおりでございます。まず整理番号1番ですが、令和2年頃に厩舎パドックとして使用しておりましたが、現在は使用されておらず、農業用の機械倉庫が残っているものとなっております。

続きまして整理番号2番ですが、平成27年に土取場として使用する目的で一時的転用許可を受けましたが、途中で事業を放棄し、農地に復元を行っていないものとなっております。

続きまして整理番号3番ですが、平成27年に、作業員宿舎として使用する目的で一時転用許可を受けましたが、一時転用期間満了後も事業を継続しており、農地に復元を行っていないものとなっております。

続きまして整理番号4番ですが、令和2年頃にペットサロンに隣接する農地にドッグランを整備し使用しているものとなっております。

続きまして、整理番号5番ですが、令和6年頃に、遊具等を設置し、屋外の運動施設として使用しているものでございます。

続きまして整理番号6番ですが、トマトを露地栽培する計画で、農地法第3条許可を取得し、農地を借り入れ、令和3年頃に盛土による農地改良のため、一時転用許可を受けましたが、建設残土の土捨て場として使用し、農地として使用していないものでございます。

続きまして、整理番号7番ですが、令和7年3月頃に水田として一体利用するために、盛土を行ったものでございます。

続きまして整理番号8番ですが、昭和56年頃に住宅の進入路として整備し、現在も使用しております。今般、土地調査を行ったところ、農地であることが判明したため、農地の転用許可を受けて、違反転用状態を是正するものとなっております。

続きまして、整理番号9番ですが、昭和50年頃に、養蚕業を廃業し、稲作に転換したため、育苗ハウスを設置、一部を農業機械等の通路、転回スペースとして整備し、現在も使用しております。今般、土地調査を行ったところ、農地であることが判明したため、農地の転用許可を受けて、違反転用状態を是正するものとなっております。

続きまして、整理番号10番でございますが、昭和40年代後半頃に父親が、農業用倉庫を建築、昭和50年代前半頃には、庭園敷きを拡張して植栽を施し、現在も使用しております。今般、土地調査を行ったところ、農地であることが判明したため、農地の転用許可を受けて、違反転用状態を是正するものとなっております。

続きまして、整理番号11番でございますが、昭和56年頃から住宅への進入路として整備し、現在も使用しております。今般、土地調査を行ったところ、農地であることが判明したため、農地の転用許可を受けて、違反転用状態を是正するものとなっております。

続きまして、整理番号12番ですが、約30年前から住宅への進入路等として整備し、現在も使用しております。今般、土地調査を行ったところ、農地であることが判明したため、農地の転用許可を受けて、違反転用状態を是正するものとなっております。

続きまして、整理番号13番でございますが、昭和60年頃に駐車場を整備、平成8年頃には住宅を建築し、現在も使用しております。今般、土地調査を行っ

たところ、農地であることが判明したため、農地の転用許可を受けて、違反転用状態を是正するものでございます。

なお、整理番号1番から7番の案件につきましては、今後も状況の把握及び違反解消に向けた働きかけが必要でございますので、各地区担当の推進委員の皆様へ最適化活動の一環として、土地の状況確認の依頼というものを後日送付させていただきますまして、活動記録簿への記入、事務局への報告をいただくようお願いをさせていただきます予定となっております。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第11、議案第63号「農用地利用集積等促進計画の決定について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第63号についてご説明いたします。議案書の58ページから60ページになります。なお、59ページ分につきましては、当日配付議案書の6ページとなります。市が農用地利用集積等促進計画を定めるに当たり、福島復興再生特別措置法第17条の28第3項の規定に基づき、農業委員会に対して意見を求められたものでございます。議案につきましては、担当課であります農地集積課の担当職員からご説明申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者、農地集積課担当職員から説明を求めます。

農地集積課 議案第63号についてご説明申し上げます。議案書58ページから60ページまでとなります。所有権移転が6件、利用権設定が3件となります。59ページの所有権移転については、報告第25号から第29号にかかる内容でございます。なお、所有権移転の対価につきましては、所有権移転調整会議において決定し、双方合意のうえで決定しております。議案書6ページの利用権設定関係整理番号1番から3番は、原町東地区における再転貸案件です。内容は、担い手間の農地の利用調整となっております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 1 2、議案第 6 4 号「農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 6 4 号についてご説明いたします。議案書の 6 1 ページから 6 3 ページになります。申請番号 1 番から 7 番について詳細は記載のとおりです。調査担当委員からは、これらの案件について許可要件を満たしているとの報告がありました。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から補足説明があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 1 3、議案第 6 5 号「農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請について(市許可分)」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 6 5 号についてご説明をいたします。議案書の 6 4 ページ、申請番号 1 番につきまして、申請者の住所氏名、土地の表示、事業計画を変更する理由につきましては記載のとおりでございます。こちらの案件は、議案第 6 4 号申請番号 7 番の関連となっております。一般住宅を建築する目的で令和 4 年に転用許可を受けましたが、建築業者との協議調整が整わず、住宅建築を断念することとなりました。当該農地を祖父に譲渡し、農地として利用するため、事業計画を変更し、承継するものとなっております。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告を願います。申請番号 1 番について、1 8 番委員。

1 8 番委員 議案第 6 5 号申請番号 1 番について、現地調査の報告をいたします。なお、

この案件は議案第64号申請番号7番の関連案件です。申請内容は、記載のとおりです。現地案内図は1ページです。去る6月9日午後2時より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況を調査しました結果、立地基準、一般基準とも満たしていると判断をいたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議長 次に、日程第14、議案第66号「農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について（市許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第66号についてご説明をいたします。議案書の65ページ、申請番号1番及び2番につきまして、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりでございます。なお、申請番号1番及び2番、ともに議案の内容に誤りがございましたので、お渡ししております正誤表のとおり、修正をさせていただきますと思います。申請番号1番につきましては、議案第70号整理番号5番及び報告第31号の関連であり、違反の追認を得るための案件となっております。申請番号2番につきましては、議案第70号申請番号6番の関連となっております。以上です。

議長 続きまして、今回の現地調査委員から報告を願います。先ず、申請番号1番について、14番委員。

14番委員 議案第66号申請番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は2ページになります。去る6月9日午前9時30分より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 続きまして、申請番号2番について、10番委員。

10番委員 議案第66号申請番号2番について現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は3ページになります。去る6月11日午前8時50分より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また、現地の状況を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに、満たしていると判断しました。皆様のご審議をお願いいたします。以上です。

議長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議長 次に、日程第15号、議案第67号「農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について(県許可分)」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第67号についてご説明をいたします。議案書の66ページから67ページ、申請番号1番から4番につきまして、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりでございます。申請番号1番及び2番につきましては、第2種農地に太陽光発電設備を設置するための案件となっております。

続きまして、申請番号3番及び4番につきましては、建売住宅を建築するための転用申請となっております。以上です。

議長 続きまして、今回の現地調査委員から報告を願います。先ず、申請番号1番及び2番について、17番委員。

17番委員 議案第67号申請番号1番について報告いたします。現地案内図は4ページです。去る6月5日午後1時30分より、譲受人立ち会いのもと、聞き取り及び現地調査を行いました。調査の結果、近隣への説明会も経ており、立地基準、一般基準も満たしており、何ら問題ないと判断してまいりました。皆様のご審議方よろしくをお願いいたします。

続きまして、議案第67号申請番号2番について報告いたします。現地案内図は5ページです。去る6月11日午前11時30分頃から、譲受人立ち会いのもと、調査項目に従い、聞き取り及び現地調査を行いました。調査の結果、市のガイドラインによる説明会も経ており、立地基準、一般基準ともに満たしており、何ら問題ありませんでした。皆様のご審議方よろしくをお願いいたします。以上で

す。

議 長 続きまして、申請番号3番について、7番委員。

7番委員 議案第67号申請番号3番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は6ページになります。申請内容は記載のとおりです。去る6月9日午後4時頃より、農業委員2名により、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査いたしました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断をいたしました。皆様のご審議をよろしくお願いたします。以上です。

議 長 続きまして、申請番号4番について、3番委員。

3番委員 議案第67号申請番号4番について、現地調査の報告をいたします。現地案内図は7ページです。申請内容は記載のとおりです。去る6月16日午前10時30分より、譲受人立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、譲受人からの聞き取り、また現地の状況などを調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いたします。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第16、議案第68号「農地法第5条の規定による貸借権等設定の許可申請について(市許可分)」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第68号についてご説明をいたします。議案書の68ページ、申請番号1番につきまして、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりでございます。こちらの案件につきましては、議案第70号申請番号1番の関連となっております。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告を願います。申請番号1番について、

16番委員。

16番委員 議案第68号申請番号1番について、現地調査の報告をします。去る6月6日午後6時より、設定人立ち会いのもと、現地調査を行いました。現地案内図は8ページです。申請理由については、申請書のとおりです。この案件は、議案第70号申請番号1番の関連案件です。調査書の調査項目に基づき、設定人から聞き取りを行いました。現地調査の結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議長 次に、日程第17、議案第69号「農地法第5条の規定による貸借権等設定の許可申請について(県許可分)」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第69号についてご説明をいたします。議案書の69ページから71ページ、申請番号1番及び2番につきまして、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりでございます。まず、申請番号1番につきましては、第2種農地に太陽光発電設備を設置するための、転用申請となっております。

続きまして、申請番号2番につきましては、小高区小屋木地区におきまして、営農型太陽光発電施設を設置し、設備の下でミョウガの作付けを行っているものでございます。令和6年に更新期間1年間の許可を受け、今般、さらに一時転用期間を延長するため、申請があったものでございます。本案件につきましては、事業面積が大きいことから、去る6月10日に県常設審議委員の同行のもと、現地調査を行っております。以上です。

議長 続きまして、今回の現地調査委員からの報告になりますが、1番委員が欠席のため、申請番号1番について、事務局から報告を願います。

事務局 議案第69号申請番号1番につきまして、現地調査員に代わりまして調査結果のご報告をいたします。現地案内図は9ページでございます。去る6月12日午後1時頃より、15番委員に同行いただき、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を実施いたしました。代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等

を調査いたしました結果、立地基準、一般基準ともに満たしているものと判断いたしました。以上でございます。

議 長 続きますて、申請番号2番について、6番委員。

6番委員 議案第69号申請番号2番について、現地調査の報告を申し上げます。現地案内図は10ページになります。去る6月10日午後2時頃より、被設定人4名の立ち会いのもと、農業委員会会長、県常設審議委員、事務局の計4名で現地調査を実施しました。別紙当日資料1ページをご覧ください。事務局より説明がありましたが、田44筆、地権者16名、面積82,382㎡の大規模な営農型太陽光発電となっており、今回で5回目の申請となりますが、一般基準、立地基準には問題ないと判断しました。この案件は、昨年も申請がされており、太陽光パネル下の35,538㎡にミョウガが栽培されており、栽培状況は、第1区画、第2区画については、若干発芽不良があるものの、順調な生育を確認しております。資料の2ページから3ページには、昨年と今年の栽培状況の比較写真がありますので、ご確認ください。昨年度の現地調査の際に指摘のあった第3区画では、排水対策のために、明渠の施工、株の全面改植が行われており、営農計画書の収量目標の10アール当たり200kgが確保されていることが確認されました。しかし、ガイドラインにおける地域平均単収量が10アール当たり350kgの80%にはまだ届いていないことと、製品率68%にとどまっていることから、再度、排水対策や栽培についての改善も求めてきました。また、指摘事項に対して補足説明書、資料6ページから10ページの提出を求め、6月12日付けで提出を受け、精査させていただきました。精査の結果、先ほど述べたとおり、指摘事項に対して真摯に取り組み、生産量確保と製品率の改善に向け、県の栽培技術指導を仰ぎながら、栽培体系の見直しや、土づくりのための堆肥や、もみ殻等の施用など生産意欲が高いことが考えられます。今後の経過観察が必要ですが、調査委員の総意のもと、更新期間は、申請書では3年になっておりますが、2年が妥当と判断しました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

17番委員 許可期間について、2年が妥当という案が出ましたが、2年後に農地専門委員会で状況調査をするということではよろしいでしょうか。

事務局 仮に許可期間が2年だとしますと、また2年後に同じような申請が上がってきます。その際は、また大規模な面積になりますので、県の常設委員の方が調査に同行いたします。南相馬市農業委員会といたしましても、地区担当の農業委員だ

けでいいのか、農地専門委員会で確認いただくか、要検討事項として承りたいと思います。

議 長 そのほかございますか。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 それでは申請番号1番については、原案のとおり、許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

 申請番号2番については、一時転用の許可期間を2年間とする意見を付して、県知事に送付することといたします。

議 長 次に、日程第18、議案第70号「農地法第4条の規定による許可申請について（市許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第70号についてご説明いたします。議案書の72ページから74ページ、申請番号1番から8番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。申請番号1番については、宅地進入路を整備するための転用申請となっており、補足を要する案件としまして、議案第68号申請番号1番の関連案件となっております。

 続きまして、申請番号2番については、宅地進入路等を整備するための転用申請となっており、補足を要する案件としまして、報告第31号整理番号9番の関連であり、違反の追認を得るための案件となっております。

 続きまして、申請番号3番については、農業用倉庫等を建築するための転用申請となっており、補足を要する案件としまして、報告第31号整理番号10番の関連であり、違反の追認を得るための案件となっております。

 続きまして、申請番号4番については、一般住宅を建築するための転用申請となっております。

 続きまして、申請番号5番については、宅地進入路等を整備するための転用申請となっており、補足を要する案件としまして、議案第66号申請番号1番及び報告第31号整理番号11番の関連であり、違反の追認を得るための案件となっております。

 続きまして、申請番号6番については、宅地進入路を整備するための転用申請となっており、補足を要する案件としまして、議案第66号申請番号2番及び報告第31号整理番号12番の関連であり、違反の追認を得るための案件となっております。

 続きまして、申請番号8番については、農家住宅等を建築するための転用申請

となっており、補足を要する案件としまして、報告第31号整理番号13番の関連であり、違反の追認を得るための案件となっております。

続きまして、申請番号8番については、農地改良するための一時転用申請となっております。以上です。

議長 続きまして、今回の現地調査委員から報告を願います。先ず、申請番号1番について、16番委員。

16番委員 議案第70号申請番号1番について、現地調査の報告をします。去る6月6日午後6時より、設定人立ち会いのもと、現地調査を行いました。現地案内図は11ページです。申請理由については、申請書のとおりです。この案件は、議案第68号申請番号1番の関連案件です。調査書の調査項目に基づき、申請人から聞き取りを行いました。現地調査の結果、立地基準、一般基準とも満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしく願います。以上です。

議長 続きまして、申請番号2番について、15番委員。

15番委員 議案第70号申請番号2番について、現地調査報告をいたします。現地案内図は12ページになります。なお、この案件は、報告第31号整理番号9番の関連案件です。去る6月12日午後2時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしく願います。以上です。

議長 続きまして、申請番号3番について、11番委員。

11番委員 議案第70号申請番号3番について、報告いたします。現地案内図は13ページです。この案件は、報告第31号整理番号10番の関連案件です。去る6月9日午後4時40分頃より、代理人である行政書士立ち会いのもと、17番委員にも同行してもらい、調査項目に従い、聞き取り及び現地調査を行いました。調査の結果、立地基準、一般基準ともに満たしており、何ら問題はありませんでした。皆様のご審議よろしく願います。

議長 続きまして、申請番号4番について、17番委員。

17番委員 議案第70号申請番号4番について、報告いたします。現地案内図は14ページです。去る6月5日午後4時30分より、代理人である行政書士立ち会いのも

と、調査書の項目に従い、聞き取りと現地調査を行いました。調査の結果、立地基準、一般基準ともに満たしており、何ら問題ないと判断してまいりました。皆様のご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 続きますして、申請番号5番について、14番委員。

14番委員 議案第70号申請番号5番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は15ページになります。去る6月9日午前9時30分より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。

議 長 続きますして、申請番号6番について、10番委員。

10番委員 議案第70号申請番号6番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は16ページになります。この案件は、議案第66号申請番号2番及び報告第31号整理番号12番の関連案件です。去る6月11日午前9時頃より、代理人である行政書士立ち会いのもとに、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人である行政書士の聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願ひします。以上です。

議 長 続きますして、申請番号7番について、9番委員。

9番委員 議案第70号申請番号7番について、現地調査を報告いたします。現地案内図は17ページになります。申請内容は、記載のとおりです。去る6月9日午前11時頃より、代理行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また、現地の状況を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断しました。皆様のご審議をよろしくお願ひします。

議 長 続きますして、申請番号8番について、12番委員。

12番委員 議案第70号申請番号8番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は18ページになります。去る6月6日午後1時頃より、申請人立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、申請人からの聞き

取り、また現地の状況等を調査した結果、立地基準、一般基準ともに許可基準を満たしていると判断いたしました。皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第19、議案第71号「現況確認証明申請について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第71号についてご説明いたします。議案書の75ページから76ページ、申請番号1番から5番について、土地の所在、地番、面積、判定地目は記載のとおりです。今回申請のあった農地すべてを非農地と判定いたしました。詳細につきましては、担当委員に現地調査を依頼しておりますので、ご報告をお願いいたします。以上です。

議 長 続きまして、申請番号1番から5番について、現地調査委員を代表しまして、6番委員から報告を願います。

6番委員 議案第71号申請番号1番から5番について、現地調査の報告をいたします。去る6月5日午後1時より、農業委員2名、推進委員1名、事務局1名、合計4名で現地調査を行いました。先ず、申請番号1番について、報告いたします。現地案内図は19ページです。平成16年以降、不耕作となった農地であり、申請のあった5筆すべて全面に竹が生い茂り農地の様相ではないため、非農地と判断いたしました。

 続きまして、申請番号2番について、報告いたします。現地案内図は20ページです。昭和51年以降、不耕作となった農地であり、全面に雑木等が生い茂り農地の様相ではないため、非農地と判断いたしました。

 続きまして、申請番号3番について、報告いたします。現地案内図は21ページから22ページです。平成28年に相続した時点で山林化していた農地であり、申請のあった3筆すべて全面に雑木等が生い茂り農地の様相ではないため、非農地と判断いたしました。

 続きまして、申請番号4番について、報告いたします。現地案内図は23ページです。平成23年以降、不耕作となった農地であり、全面に雑木等が生い茂り農地の様相ではないため、非農地と判断いたしました。

南相馬市農業委員会会議規則第24条第1項及び第2項の規定により署名する。

令和7年7月16日

議事録署名人(8番・マエタ イチロウ)

議事録署名人(11番・イノウエ ジュンコ)

議事録署名人(12番・スギモト マサヒロ)
